

		(議員の協力義務) 第 13 条 議員は、審査会の求めに応じ、審査に必要な範囲において、資料を提出し、又は出席して説明するよう誠実に協力しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員は、次の各号のいずれかに該当するときは、資料の提出又は説明を拒むことができる。 (1)自己又は自己と一定の親族関係にある者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき。 (2)係属中又は係属するおそれのある刑事手続、民事訴訟その他の法的手続における防御権又は正当な利益を不当に害するおそれがあるとき。 (3)法令により秘密として保護される事項、第三者の正当な権利利益を害するおそれのある事項、又は職務上知り得た秘密に関する事項に当たるとき。 (4)疾病、災害その他やむを得ない事情があるとき。 (5)前各号に掲げるもののほか、審査会が正当な理由があると認めるとき。 3 議員は、前項の規定により資料の提出又は説明を拒むときは、可能な範囲で、その理由を審査会に示すものとする。 4 審査会は、議員が正当な理由なく第 1 項の協力を拒んだと認めるときは、その旨及び当該議員が示した理由の概要を報告書に記載することができる。この場合において、審査会は、当該議員の防御権、名誉、プライバシーその他の権利利益を不当に害することのないよう配慮しなければならない。	
(第 1 3 条) 委任 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。	(第 14 条) 委任 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が議会の議決を経て別に定める。	(委任) 第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が議会の議決を経て別に定める。	議長において規定することとする。
附則 (施行期日) 1 この条例は、平成 15 年 1 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置) 2 この条例施行の際、現に議員である者の誓約書の提出については、第 6 条中「議員の任期開始の日から 30 日以内に」とあるのは、「この条例の施行日以後速やかに」と読み替えて適用する。 3 第 7 条の規定は、この条例の施行日以後になされた議員の行為について適用し、施行日前になされた議員の行為については、適用しない。	附則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から起算して 3 月を経過した日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際、現に議員である者の第 3 条第 4 項に規定する誓約書の提出については、この条例の施行の日以後速やかに行うものとする。	附則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から起算して 3 月を経過した日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際、現に議員である者の第 3 条第 4 項に規定する誓約書の提出については、この条例の施行の日以後速やかに行うものとする。	